

横浜音祭り2016公募サポート事業補助金交付要綱

制 定 平成28年3月1日

(目的)

第1条 この要綱は、横浜アーツフェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催する横浜音祭り2016における公募サポート事業として、実行委員会が、事業を実施する団体に対し、事業実施に要する費用の一部を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業は次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 「音楽・音」を含んだ事業であること。
- (2) 横浜音祭り2016のコア期間（平成28年9月22日～11月27日）に横浜市内で開催する事業であること。
- (3) 概ね、横浜市の行政区以上を対象とした事業であること。
- (4) 市民参加または次世代育成を実施目的として掲げる事業のうち、スーパーユニバーサルの内容を含んでいること。
- (5) 横浜音祭り2016の開催に合わせ、新規に実施する事業または拡充する事業であること。
- (6) 実施会場の確保が見込まれる事業であること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象としない。

- (1) 横浜市または国県他行政から補助金、助成金、その他資金援助、会場使用料減免等の資金援助に類する取扱いを受けている事業。
- (2) 営利を目的とする事業。
- (3) 特定の政党、その他の政治団体及び特定の宗教、宗派、教団等の活動を目的とした事業または利害に係る事業。
- (4) 特定の個人及び団体を対象とした事業。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動を助長し、または暴力団の運営に資する事業。
- (6) 公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる事業。

(補助の対象となる団体)

第3条 この要綱において、補助の対象となる団体は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 法人または団体（任意団体を含む）
- (2) 団体規約等を有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立され、自らで経理を行う会計組織を有する団体

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる団体は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団

- (2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

（補助の対象となる経費）

第4条 この要綱において、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表1のとおりとする。

（補助金額）

第5条 事業を実施する団体に対する補助金の額は、補助対象経費の2分の1または30万円のいずれか低い額を上限とし、実行委員会の予算の範囲内で、第8条に定める横浜音祭り2016公募サポート事業補助金審査委員会（以下「補助金審査委員会」という。）が決定する。

（経費の効率的使用等）

第6条 本要綱に基づき補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助金をその費用の一部として実施する事業（以下「補助事業」という。）を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、横浜音祭り2016公募サポート事業補助金交付申請書（様式1。以下「交付申請書」という。）に、次の書類を添付して実行委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 規約、会則その他これらに類するもの
 - (4) 団体の役員名簿。法人においては申請日から3ヶ月以内に発行された登記事項証明書。
 - (5) その他委員長が必要と認める書類
- 2 交付申請書に記載する補助金交付申請額は、第5条に定める補助金額の範囲内とする。
- 3 補助金の交付申請をした団体（以下「申請団体」という。）は、交付申請書提出後、募集の締切日までにその申請内容に変更が生じたとき、または申請を取り下げるときは、速やかに横浜音祭り2016公募サポート事業補助金交付申請内容変更届出書（様式2。以下「変更届出書」という。）により、委員長にその内容を届け出なければならない。

（補助金審査委員会の設置）

第8条 実行委員会は、別に定める横浜音祭り2016公募サポート事業補助金審査委員の選定及び審査に関する要領（以下「要領」という。）に基づき、補助金審査委員会を設置するものとする。

- 2 補助金審査委員会は、補助金交付の適正を期するため、要領に基づき交付申請書の内容を審査するものとする。
- 3 前項に規定する補助金審査委員会の所掌事務その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(補助金の交付決定)

- 第9条 委員長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を補助金審査委員会に諮り、その審査結果を踏まえ、補助金交付の可否を決定し、申請団体に対し、横浜音祭り2016公募サポート事業補助金交付決定通知書(様式3。以下「交付決定通知書」という。)を交付するものとする。
- 2 委員長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定にあたって条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

- 第10条 申請団体は、前条の交付決定通知書の交付を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定通知書の交付を受けた日から20日以内に限り、交付申請の取下書(様式4)を委員長に提出することにより、申請を取り下げることができるものとする。
- 2 前項に基づく申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(計画変更の承認等)

- 第11条 補助団体は、補助金交付決定後にその事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ横浜音祭り2016公募サポート事業計画変更承認申請書(様式5。以下「計画変更承認申請書」という。)を委員長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。
- 2 委員長は、計画変更承認申請書を受理したときは、速やかに補助金審査委員会委員長(以下「審査委員長」という。)に諮るものとする。
 - 3 審査委員長は、事業計画の変更により、特に事業の実施目的及び内容が補助金交付決定の際に審議した内容と異なるものになると判断した場合は、速やかに補助金審査委員会を招集し、その内容を審査するものとする。併せて、交付決定額に変更が伴うものについては、その額についても審査するものとする。ただし、審査委員長が、事業計画の変更が審議した内容に影響を与えないと判断したものについては、審査委員長がその内容及び交付決定額について審査を行うものとし、審査委員が有する権限については要領第6条に基づき、審査委員長に委任されるものとする。
 - 4 委員長は、審査結果を踏まえ、事業計画変更の可否を決定し、申請団体に横浜音祭り2016公募サポート事業計画変更承認(不承認)通知書(様式6)を交付するものとする。
 - 5 委員長は、事業計画変更の結果、補助金の交付決定額が変更または不交付となる旨の審査結果を審査委員会から受けた場合には、併せて、横浜音祭り2016公募サポート事業補助金変更交付決定通知書(様式7)を交付するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 12 条 補助団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、横浜音祭り 2016 公募サポート事業中止・廃止承認申請書(様式 8。以下「中止・廃止承認申請書」という。)を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員長は、中止・廃止承認申請書を受理したときは、速やかにその内容を確認し、補助事業の中止または廃止を認めるときは、横浜音祭り 2016 公募サポート事業中止・廃止承認通知書(様式 9)を交付するものとする。

(検査)

第 13 条 委員長は、補助事業の実施期間中において必要があると認めるときは、補助団体に対し、補助事業の運営状況等について報告を求め、必要に応じて事業運営等に係る資料の検査を行うことができる。

(遂行命令等)

第 14 条 委員長は、前条の検査により、補助団体が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めたときは、補助団体に対し、当該補助事業を適正に遂行すべきことを命じることができる。

(実施状況等の報告)

第 15 条 補助団体は、補助事業終了後 30 日以内に、横浜音祭り 2016 公募サポート事業完了報告書(様式 10。以下「完了報告書」という。)に次の書類を添付して、委員長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 広報制作物(公演チラシ、プログラム等)
- (4) 補助対象経費のうち、一件 10 万円以上の支出となった案件について、その領収書その他支出を証する書類の写し
- (5) 補助対象経費のうち、一件 100 万円以上の支出となった案件について、入札または 2 者以上から見積書を徴収した結果の分かる書類の写し
- (6) その他委員長が必要と認める書類

2 委員長は、前項に定める完了報告書の提出期限について、必要があると認めるときは、別途定めることができるものとする。

3 補助団体は、第 1 項に規定する完了報告書及び添付書類を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 委員長は、前条の規定に基づき、完了報告書及び添付書類を受理した場合には、その内容を確認し、当該補助事業の実施内容が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、横浜音祭り 2016 公募サポート事業補助金交付額確定通知書(様式 11。以下「確定通知書」という。)により、補助団体に通知するものとする。

- 2 委員長は、補助金交付申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 委員長は、補助団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から 20 日後とし、期限までに納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金交付の請求)

- 第 17 条 前条の規定による通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、横浜音祭り 2016 公募サポート事業補助金請求書（様式 12）に確定通知書の写しを添付して委員長に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けなければ、事業の実施が困難となる場合、補助事業者は、事業の完了前に補助金の概算払請求を行うことができる。
 - 3 前項に基づき補助団体が概算払請求を行う場合は、横浜音祭り 2016 公募サポート事業補助金概算払請求書（様式 13）に交付決定通知書の写し及び次の書類を添付して委員長に提出しなければならない。
 - (1) 理由書
 - (2) 資金計画書

(補助金交付の時期)

- 第 18 条 委員長は、前条の規定に基づく請求書を受理した場合、受理した日から 30 日以内に補助団体が指定する口座に振り込むものとする。
- なお、口座振込に要する費用は、委員会が負担する。
- 2 前項の規定に関わらず、補助団体から前条第 2 項に基づく概算払請求がなされた場合であって、委員長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金交付決定額の 7 割を上限とし、その範囲内においてその一部を交付することができる。
- なお、補助金交付の額及び時期は、前条第 3 項第に定める理由書及び資金計画書に基づき、委員長が決定する。

(補助金交付決定の取消等)

- 第 19 条 委員長は、補助金の交付を決定した後、第 12 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び、次の各号に掲げる場合は、第 9 条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
- (1) 補助団体が、本要綱及び交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反した場合
 - (2) 補助団体が、交付決定を受けた内容以外の用途に補助金を使用した場合
 - (3) 補助団体が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

- (4) 補助金の交付決定後に生じた事情により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 委員長は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 委員長は、第1項第1号から第3号までに掲げる事由により補助金の交付の決定を取消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助団体が当該補助金を受領した日から返還期限までの期間に応じて、返還すべき金額に対し年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項に基づく加算金の納付期限は、当該命令の日から20日後とし、期限までに納付しない場合は、納付期限の翌日から起算して、返還すべき金額に年利10.95%の割合で計算した遅延金の納付を新たに命ずるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第20条 補助団体は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに横浜音祭り2016公募サポート事業補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(様式14)を委員長に提出しなければならない。
- 2 委員長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 第16条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(端数計算)

- 第21条 第5条、第7条、第11条、第16条、及び第19条に基づく金額の算定において1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(書類等の整備及び保存)

- 第22条 補助団体は、補助対象事業に係る経費の収入及び支出に関する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を整備しなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿、関係書類及び領収書等は、補助金の交付を受けた年度の終了後7年間保存しなければならない。

(情報公開)

- 第23条 委員長及び補助団体は、補助事業に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

(個人情報の保護)

- 第24条 補助団体は、補助事業の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令を遵守し、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(細則)

第 25 条 委員長は、この要綱に定めるもののほか、必要な細目を別に定めることができる。

(準用)

第 26 条 横浜音祭り 2016 における公募サポート事業については、この要綱に定めるもののほか、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）を準用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

(その他)

2 この要綱は、第22条の規定を除き、平成29年3月31日限り、その効力を失う。